報道資料

総務省
くらしの中に
MIC Ministry of Internal Affairs and Communications

令和２年１２月２８日

公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（案）に対する意見募集の結果

総務省においては、公職選挙法施行規則の一部を改正する省令（案）について、令和２年１１月７日（土）から令和２年１２月１２日（土）までの間、国民の皆様から広く意見を公募したところ、４件の御意見をいただきました。

１　背景

規制改革実施計画（令和２年７月１７日閣議決定）等に基づき、政府全体として押印義務を廃止する方向で検討しているところ、公職選挙法施行規則（昭和２５年総理府令第１３号）により規定されている押印義務についても廃止するため、別記様式中立候補の届出に係る公職の候補者の押印欄を削除する等の改正を行う。

２　意見公募の結果

標題の省令案について、令和２年１１月７日（土）から令和２年１２月１２日（土）までの間、意見の公募を行ったところ、４件の御意見をいただきました。当該御意見に対する考え方については、別紙のとおりです。

３　今後の予定

標題の省令案については、意見公募した案に実質的な内容の変更をもたらさない修正を実施（附則において定める施行期日を令和３年１月１日に変更）した上で定められ、本日公布されたところであり、令和３年１月１日から施行されます。

【連絡先】
自治行政局選挙部選挙課（担当：調査係）
電　話：０３－５２５３－５５６８（直通）
ＦＡＸ：０３－５２５３－５５６９
E-mail：senkyoka_atmark_soumu.go.jp
※スパムメール対策のため、「@」を「_atmark_」と表示しております。送信の際には、「@」に変更してください。